

長久手市付属機関等の会議の公開に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、付属機関等の会議を公開することにより、透明かつ公正な会議の運営を図り、住民の市政に対する理解を深め、もって住民の知る権利の確保に資するとともに、開かれた市政の実現を一層推進することを目的に、長久手市付属機関等の設置等に関する要綱（平成15年4月1日施行）第6条第2項に規定する付属機関等の会議の公開等について必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 付属機関等の会議は、原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 法令又は条例の規定により、会議が非公開とされている場合
- (2) 長久手市情報公開条例（平成13年長久手町条例第24号。）第6条各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）に該当すると認められる事項について審議等を行う場合
- (3) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められる場合

(非公開の決定)

第3条 付属機関等の会議の非公開の決定は、前条の基準に基づき、付属機関等の長が、当該会議に諮って行うものとする。

- 2 付属機関等は、会議を公開しないことを決定した場合には、その理由を明らかにしなければならない。

(公開の方法等)

第4条 付属機関等の会議の公開は、会場に一定の傍聴席を設け、希望する者に傍聴を認めることにより行うものとする。ただし、会場の規模により制限することができる。

- 2 付属機関等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴手続き、遵守事項等を定め、会議開催中における会場の秩序維持に努めるものとする。

- 3 附属機関等は、会議資料を傍聴者に配布し、又は閲覧に供するものとする。
ただし、非公開情報が記録されているものを除く。

(会議開催の周知)

第5条 会議開催の周知については、次のとおりとする。

- (1) 附属機関等の会議を開催する場合は、公開又は非公開にかかわらず、会議開催予定日の2週間前までに、会議開催について公表するものとする。
ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。
- (2) 会議の開催の公表は、広報紙、ホームページへの掲載、庁舎内への掲示等いずれかの方法により行うものとする。
- (3) 会議開催の公表事項は、会議の名称、開催日時、開催場所、議題、傍聴定員、傍聴手続の方法その他必要な事項とする。

(会議録の作成及び会議資料等の公開)

第6条 附属機関等の会議については、会議終了後速やかに会議録を作成しなければならない。

- 2 会議資料及び当該議事録又は議事要旨を公開するよう努める。ただし、非公開情報が記録されているものを除く。
- 3 会議資料及び議事録又は議事要旨の公開は、ホームページへの掲載及び情報コーナーへの設置により行うものとする。

附 則

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年1月4日から施行する。